

報告組織

ヒューマンライツ・ナウ（HRN）は、日本の東京を拠点とする、国連特別協議資格を有する国際人権 NGO である。HRN は、弁護士、学者、ジャーナリスト等の人権に関する専門家グループによって、日本を拠点とする最初の国際人権 NGO として 2006 年に設立された。多くの人権の専門家から構成される 700 人を超える会員とともに、HRN は、特にアジアに焦点をあて、世界中の人々の人権の向上と保護に取り組んでいる。HRN は 2012 年に国連特別協議資格を取得した。

HRN の主な目的は以下の通りである。

- 特にアジア諸国に焦点をあて、世界中での人権の向上と保護に貢献すること。
- 国連その他の国際機関を通じて、国際的な人権の水準の発展に貢献すること。
- 日本国内における国際的な人権の水準の組み込みを促進すること

日本での子供に関する数ある人権問題の中から、このレポートにおいては以下の 3 つの問題に注目する。

- 福島原発災害後の子供の健康に関する権利
- 児童ポルノ及び子供の性的搾取
- 日本の教育システムにおける子供の人権侵害

1. 福島原発災害による影響下の子供の健康への権利

(1) 概要

2011 年 3 月の福島第一原子力発電所の災害は、多量の放射性物質を福島県の周辺地域に放出した。この物質は影響を受けた人々、特に女性（特に妊娠中の女性）や子供（特に少女や幼児）などの脆弱なグループ、に対して継続的な健康への危険を与え続けている。

特に、子供は放射線による影響に一層脆弱である。しかしながら、放射線の影響を受けた子供達の健康への権利を保護するために政府が提供した措置は極めて不十分なものである。

子供達の健康への権利の国連特別報告者を含むいくつかの国連人権メカニズム

は、この状況を緩和するために包括的な提案を示したが、政府はこれらの提案をほとんど実行できていない。

(2) 不十分な避難指針

2011年3月の原発災害により、およそ8万人の人々が福島県から避難することとなった¹。

しかしながら、福島県の多くの市民は未だ、国際推奨制限値よりも高い放射線量の放射線にさらされる地域に居住している。これは、年間積算線量が20ミリシーベルトを超える地域に対する政府の避難指示の解除に起因している。これは、実際、国際放射線防護委員会(ICRP)が推奨する国際基準における基準値の20倍大きい値である²。

福島県には、避難地域に含まれない、多数の人口を抱えた広い地域が存在する。政府からの避難のための十分な財政的支援がない中で、転居する資力のない多くの人々は、ICRPが推奨する基準を超える量の放射線にさらされる地域に居住し続けざるを得ない状況となっている。妊娠中の女性や子供のいる家庭は、日本政府からの財政的支援のないまま避難する決断をしたものもあった。そのため、当該地域に居住している子供達や被ばくしうる非避難地域に戻った子供達は深刻な健康への危険に直面している。また、世界保健機関は、低レベルの被ばくでも癌のリスクを増大させることを示して問題を指摘している³。

(3) 避難と援助を終える方針

その上、2017年3月、日本政府は、以前の避難地域であった地域のうち、2017年までに年間積算線量が20ミリシーベルト以下になった地域に対する避難指示を解除した。この方針は、2018年3月までに以前避難した人々への避難補償を終了する旨も含んでおり、また、福島県は、2017年3月頃に全ての避難家族に対する無料居住プログラムを終了した。

¹ 2017年1月30日付、平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報

² <http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/shinsai-higaijokyo.html>.

³ ICRP, 1990 Recommendations of the International Commission on Radiological Protection, ICRP Publication 60, Ann. ICRP 21 (1 - 3); and ICRP, 2007 Recommendations of the International Commission on Radiological Protection, ICRP Publication 103, Ann. ICRP 37 (2 - 4).

³ ヒューマンライツ・ナウ、“Japanese civil society requests that the reports of the United Nations Scientific Committee on Fukushima be revised”, 24 Oct 2013, <http://hrn.or.jp/eng/news/2013/10/24/japanese-civil-society-requests-that-the-reports-of-the-united-nations-scientific-committee-on-fukushima-be-revised/>.

政府や東京電力からの財政的又は居住の支援なしには他の地域に移り住む資力が
ないことが多く、財政的補償と無料居住プログラムの終了は、避難家族に対
し、汚染された地域への居住を余儀なくさせている。避難家族が子供達と共に
戻った地域の中には、長期居住のためには汚染の除去が不十分な地域もある。
現在は一時的な場所に放射線が集中しているが、汚染土の長期保管は、事故か
ら 6 年後においても多くの場所で問題となっている⁴。これらの問題は、CRC
によって認められた子供達の健康への権利の直接的な脅威である。

(4) 放射線の影響を受けた子供達への不十分な健康診断と医療処置

政府は、福島県に居住し又は居住していた事故当時 18 歳以下であった子供に対
する 2 年に一度の超音波検査を除き、放射線の影響を受けた子供達に対して無
料、定期的かつ包括的な健康診断の提供を行わなかった⁵。

2016 年 12 月の時点で、2014 年と 2015 年の 2 度の調査から 68 人増加し、183
人の福島県の子供達が甲状腺癌と診断され又はそれが疑われている⁶。これらの
発見の警告的な性質にも拘らず、福島県は子供達に対する放射線の影響を認識
し損なってきた。また、福島県は、ヘルスケアサービスの範囲の拡大について
何の措置も採らなかった。そのため、潜在的な多くの被ばく者が、医学的検査
や処置を受けられない状態を導いてしまった。

日本政府によって採られた対応策は、被ばくした子供達の健康への権利を保護
するためには極めて不十分であった。

(5) いじめ

健康への危険に加え、避難した子供達は、特に学校で、差別、いじめ、迫害に
直面している。嫌がらせは他の生徒たち、また、いくつかの報告された事例で
は教師によるものもあった⁷。政府は、いじめの被害者となっている福島県から
避難してきた子供達を援助する具体的なプログラムを何も実行していない。こ
れは児童の権利に関する条約 27 条に基づき日本が負う、児童の身体的、精神的、

⁴ The Mainichi, “Fukushima laden with piles of radioactive soil that can't be moved into storage”, 9 Mar. 2017, <https://mainichi.jp/english/articles/20170309/p2a/00m/0na/019000c>.

⁵ Fukushima Health Management Survey, <http://fmu-global.jp/fukushima-health-management-survey/>

⁶ Friends of the Earth, “ファクトシート、子どもたちの甲状腺がんの状況”, 1 Feb. 2017, http://www.foejapan.org/energy/fukushima/pdf/factsheet_thyroid_170201.pdf

⁷ 毎日新聞, “福島第 1 原発事故 避難「すぐ死ぬかも」 東京いじめ、小学教師も発言 訴訟で母証言”, 2017 年 1 月 12 日, <https://mainichi.jp/articles/20170112/ddn/012/040/043000c>

道徳的及び社会的な発達のための相当な生活水準についての全ての児童の権利を認める、という義務と不整合である。

(6) 国連からの提案の不実施

これらの懸念の多くは、健康の権利に関する国連特別報告者であるアナンド・グローバーが、2013年5月の第23回人権委員会のために用意したレポートにおいて既に表明されていた⁸。そのレポートでは、避難者は放射線量が年間1ミリシーベルト以下の水準に下がった場合にのみ帰還すべきであること、また、高い放射線量の地域の全ての居住者に対して十分な医療が提供されるべきであることの提案が含まれていた。その上、彼は政府に対し、避難者が選んだ時期に帰還できるよう、避難者の権利に着目したアプローチを採ること及び避難者を財政的に支援し続けることを要求した。

また、2014年の人権委員会では、日本政府は、放射線レベルが居住者に危険が及ばない場合にのみ、避難地域としての汚染地域の指定を解くべきであると提案した⁹。現在の日本政府の行動は明らかにこれらの提案に反するものである。

(7) 提案

私たちは、子どもの権利委員会(CRC)に対し、日本政府に以下の提案をすることを求める。

- 1 年間1ミリシーベルトを超える地域からの避難を解除する又は避難しない決定を見直すこと
- 2 年間1ミリシーベルトを超える放射線レベルにさらされた子供達への効果的な健康診断を提供すること
- 3 非指定地域からの避難者への金銭、居住、医療の援助を終了する決定を見直すこと
- 4 全ての放射線の影響を受けた避難者の保護と子供達の健康への権利を確保するための必要な援助を提供すること

⁸ Report of the Special Rapporteur on the right of everyone to the enjoyment of the highest attainable standard of physical and mental health, Anand Grover, Mission to Japan (15 - 26 November 2012)", A/HRC/23/41/Add.3, http://www.ohchr.org/Documents/HRBodies/HRCouncil/RegularSession/Session23/A-HRC-23-41-Add3_en.pdf

⁹ UN Human Rights Committee, "Concluding observations on the sixth periodic report of Japan", 20 Aug. 2014, CCPR/C/JPN/CO/6.

- 5 健康モニタリングポリシーを改定すること及び年間 1 ミリシーベルトを超える放射線量の地域に住む子供達への包括的かつ長期的な健康診断を実施すること
- 6 最も脆弱な人々、特に子供達、を保護するための避難地域及び放射線量の上限に関する国家的計画を構築すること及び年間 1 ミリシーベルト未満へ放射線量を削減すること
- 7 アナンド・グローバーが 2013 年のレポート¹⁰、人権委員会の 2014 年最終見解¹¹及び CEDAW の 2016 年最終見解¹²で行った提案を実施すること

2. 日本における子どもの性的搾取

(1) 概要

日本での児童ポルノの蔓延及び国際社会からの批判の増加に対する対応として、日本は CRC に従い、1999 年、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」を制定した。規制を強化するため、同法は 2014 年に改正された。日本はまた、「児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」（以下「議定書」という）の締約国となっている。児童ポルノの製作、売買、頒布、商業化及び単なる所持も法改正により禁止されたが、日本での実態は、明確に児童ポルノとして広告されている製品やそれと強く疑われる製品が公然と販売されている¹³。

(2) 児童ポルノの曖昧な定義

日本の児童ポルノに関する改正法である、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」（以下「児童ポルノ法」という）は、2 条 3 項において、児童ポルノという語を 3 つの項目から定義している。1 号及び 2 号においては、性交又は性欲を刺激する性器への接触を含む写真等として処罰可能な製品を定義している。1 号及び 2 号はその意図がわかり

¹⁰ グローバー、前掲注 8

¹¹ CCPR/C/JPN/CO/6, para.24; CEDAW/C/JPN/CO/7-8, paras.36-37; E/C.12/JPN/CO/3, paras. 24-25

¹² UN Doc. CEDAW/C/JPN/CO/7-8, paras.36-37

¹³ ヒューマンライツ・ナウ、日本・児童ポルノ規制の実情と課題、第 4 参照。<http://hrm.or.jp/wpHN/wp-content/uploads/2016/09/33f47e793333c9ddbfa3efcc9a977f7.pdf>.

やすいものの、3号は議論を呼んでいる。3号は児童ポルノを、衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの、と定義している¹⁴。3号の主な意図は、性交（又は類似行為）を含まない製品であっても児童ポルノとして処罰可能とすることを確保するところにある。

しなしながら、3号は2014年の法改正で新たに追加されたものであり、未だ社会において十分に実施されていない。これは、着エロ（すなわち、性欲を起こさせるような着方で着衣した人物の写真等）及びイメージビデオ等の児童関連作品は、商業目的で広く販売が継続されていることを意味する。着エロやイメージビデオとは、モデルや出演者が様々な着方で着衣し、必ずしも他者との性交を含まない製品を指している。特に製作者等により、着エロやイメージビデオは児童ポルノ法2条3項に定義される児童ポルノには該当しない（その結果、いかなる検討過程にも服さない）と主張されている¹⁵。しかしながら、それにもかかわらず、着エロやイメージビデオには、明らかに児童出演者の性的な身体の部位を強調するものや視聴者の性欲を興奮又は刺激する目的で成人との交わりを含むものが存在する。そのため、これらのポルノのジャンルは、子供の性的虐待に値し、また、犯罪の許容を促進しうるものである¹⁶。

児童ポルノ法に関する正確な知識は定着しておらず、着エロやイメージビデオのような製品は、それらを児童ポルノには該当しないと考える人々によって広く販売及び利用されている¹⁷。この誤った考えは日本で広く蔓延しており、これは、政府が、児童の権利に対する犯罪に該当する行為の認識を向上させるという選択議定書の9条1項及び2項を遵守できていないことの明らかな証左である。

9条1項

締約国は、この議定書に定める犯罪を防止するため、法律、行政措置、社会政策及び計画を採用し又は強化し、実施し及び周知させる。このような犯罪により特に被害を受けやすい児童の保護に特別の考慮を払う。

14 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）、<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/law/detail/?id=2895&vm=04&re=02>

15 ヒューマンライツ・ナウ、前掲注3

16 United Nations General Assembly, “Report of the Special Rapporteur on the sale of children, child prostitution and child pornography”, Human Rights Council 31st session, 30 Dec. 2015, at 10.

17 ヒューマンライツナウ、前掲注3

9条2項

締約国は、この議定書に定める犯罪の防止措置及び有害な影響に関し、すべての適当な手段による広報並びに教育及び研修を通じ、児童を含む公衆一般の意識を向上させる。

(3) 疑わしい製品への弱い取締り

政府はCRCでのレポートにおいて、警察は、児童ポルノ検索システム(CPASS)やサイバーパトロールを含むあらゆる方法を用いて児童ポルノの規制及び捜査を強化してきたと述べている¹⁸。しかしながら、これは、実際の性交又は類似行為が含まれるという事実から、警察が特に有害であり優先的に取り締まるべきと考える上記(児童ポルノ法2条3項)1号及び2号に該当する製品の取り締まりについてのみ当てはまるものである。このような実態は、着エロやイメージビデオのような製品が、児童ポルノの定義の3号に該当し処罰可能な犯罪であるにもかかわらず頒布され続ける事態を招いている。

さらに、警官はこれまで出演者の年齢を確定できない製品の捜査に消極的であった¹⁹。出演者の年齢を確認する十分に確立されたシステムは、製作、製造、確認いずれの過程にも存在しない。

現在の状況は、選択議定書8条2項と整合していない。

8条2項

締約国は、被害者の実際の年齢が不確実であることが捜査(被害者の年齢を立証するための捜査を含む。)を開始する妨げとならないことを確保する。

(4) 児童買春

児童ポルノとは別に、政府は、一般的にJKビジネスと呼ばれているもの(すなわち、女子高生(JK)が金銭の支払を受けて散歩や会話等のサービスを提供するもの)の規制への取組みを強化する必要がある。これらの商業的活動は、しばしば、散歩、会話又はリフレクソロジーの提供というような異なる形態のビジネスを採用することによって処罰を回避する。しかしながら、実態としては、それらのビジネスは顧客に対してオプションとして性的な交わりを提供す

¹⁸ UN Committee on the Rights of the child, “Combined Fourth and Fifth Periodic Report of Japan on the Convention on the Rights of the Child”, Jun. 2017, at 185.

¹⁹ ヒューマンライツナウ、前掲注3

るものが多い。

政府によってそれらの活動を撲滅する方法が決定されたものの、未だそれらを規制する法律は存在していない²⁰。また、この問題を解決するために警察によりとられた主な行動は、年少者の権利を保護し、より良い環境を提供することではなく、拘束や事実上の処罰を必然的に伴う年少者へのガイダンスの実施である。

特に、政府は、児童を児童買春や児童ポルノに関与させる社会の要因を認識できていない。これらの要因には、児童の貧困、家庭での虐待やネグレクト、ホームレス、道を踏み外した児童や様々な問題に直面している児童をサポートするための社会的な援助や経済基盤の欠如が含まれる。詳細な年少者へのガイダンスと援助の提供と並行して、政府は、日本社会においてそれらの行動の根源を解決するための包括的な戦略を確立しなければならない。

(5) 提案

私たちは、子どもの権利委員会(CRC)に対し、日本政府に以下の提案をすることを求める。

- 1 ジャンル（着エロやイメージビデオを含む）を問わず、児童ポルノの規制に関して無寛容の方針を採用すること
- 2 着エロやイメージビデオを中心とするコンテンツを撲滅するとともに児童ポルノの定義の3号を明確化すること及び市民社会を含む全ての関連団体の注意を喚起すること
- 3 出演者の年齢が十分に確認できない児童ポルノと疑われる製品について積極的な調査及び監視を開始すること
- 4 出演者の年齢を確認するための全ての必要な措置をとること及び年齢確認方法の信頼性を向上すること
- 5 貧困、虐待、ホームレス又は様々な困難に苦しんでいる子供達への適切かつ利用しやすい援助システムを確立すること

²⁰ Ministerial Meeting Concerning Measures Against Crime, “Third Comprehensive Measures to Eliminate Child Pornography”, Jul. 2016, at 10-11, https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/no_cp/cp-taisaku/pdf/cp-measures3.pdf.

3. 日本の教育システムにおける子どもの人権侵害

日本の子供達は教育システムの中で、体罰、校則による過剰な制約、体育や課外スポーツ活動での問題を含む多くの人権侵害に直面している。

(1) 体罰

日本法上、学校での体罰は禁止されている。しかしながら、それは、教室においてだけではなく、課外スポーツ活動においても未だ広く存在している。日本の文部科学省による放課後のクラブ活動に関する指導ガイドラインの下で、生徒を叩くことや蹴ること及び特定の生徒に執拗で過度な身体的又は精神的圧力をかけることは、「不適切な指導」として定義されている²¹。

(2) いじめ

いじめは日本の学校システムにおいて子供達を取り巻く深刻で広範な人権問題である。非常に多くの生徒が学校やオンラインでのいじめを経験した後、自ら命を絶っている。例えば、2016年においては、320人の18歳以下の生徒達が自ら命を絶っている。その被害者の何名かは14歳よりも若かった²²。その上、2015年から2016年の期間においては、224,540件の学校でのいじめが報告されている²³。

2013年、日本政府は、いじめ対策のための法律である、「いじめ防止対策推進法」（以下「いじめ防止法」という）を制定した。この法の下では、全ての学校はいじめに対する対策を考案することを要請される。その方法は、道徳教育、いじめを早期発見する方法、十分に準備された相談システム及びインターネット上でのいじめを防止する方法が含まれる。さらに、学校は問題を解決するための調査の実施と再発の防止の両方を要求される。しかしながら、この法律は適切に実施されていない。

生徒が嫌がらせを苦に自殺した事実があるにもかかわらず、調査委員会や学校がいじめの存在を否定するケースが複数存在している²⁴。

²¹ Japan Judo Accident Victims Association. “Corporal punishment continues: Mindset reform is needed”, 7 Sep 2017, <http://judojiko.net/eng/news/477.html>.

²² The Japan Times, “Bullying in schools keeps youth suicide rate high”, 28 Apr 2017, <https://www.japantimes.co.jp/news/2017/04/28/national/soues/bullying-schools-keeps-youth-suicide-rate-high/#.WfmK99WRri>

²³ 前掲注 22

²⁴ The Japan Times, “Ibaraki school, education board hit for concealing a girl’s bullying linked suicide

(3) 校則

多くの学校において、相当厳しい校則が生徒たちに課されており、生徒たちの基本的な権利の行使が妨げられている。

例えば、大阪で、最近、18歳の女子高校生が損害賠償を求めて大阪府を訴えた²⁵。彼女は、もともと黒髪ではないにもかかわらず、何度も学校から、校則に従い頭髪を黒く染めるか退学するかを選択を迫られたと主張している。彼女は頭髪を黒く染めるほかなかったが、それにより頭皮が傷つき、痛々しい発疹が出た。彼女によると、この問題によって、彼女は実質的に学校を辞めざるを得なくなった。

このような校則は特定の高校に特有のものではない²⁶。朝日新聞は、東京にある170校を超える高校のおよそ60%が、明るい色の頭髪の学生に対して、保護者がサインした地毛届けの提出を求める旨の校則を有していると報じた²⁷。

その上、日本の学校には、生徒達との適切な相談なく決定された多くの制限的な校則が存在し、生徒たちのライフスタイル全体を抑制している。

(4) 体育の問題

いくつかの体育の授業は極めて危険であり、重大な事故を起こしている。しかしながら、政府はそのような問題をはらむ授業から生徒達を保護していない。

例えば、組体操（人間ピラミッドなど）は、毎年深刻な怪我の原因になっているにもかかわらず、日本の体育のカリキュラムに含まれている昔から根強い人気のある体操の科目であり学校の運動会で未だによく見られる²⁸。組体操によ

when probing classmates”, 31 Jul 2017,

<https://www.japantimes.co.jp/news/2017/07/31/national/social-issues/ibaraki-school-board-education-hit-concealing-girls-bullying-linked-suicide-quizzing-classmates/#.WfmLINWRriw>

²⁵ Refinery 29, “This Student Is Suing Her School After Being Forced To Dye Her Hair Black”, 31 Oct

2017, <http://www.refinery29.com/2017/10/178872/japanese-student-sues-school-forced-dyed-hair-black>

²⁶ The Japan Times, “Teen sues Osaka Prefectural Government for being forced to dye hair black to attend school”, 27 Oct 2017,

<https://www.japantimes.co.jp/news/2017/10/27/national/teen-sues-osaka-prefectural-government-forced-dye-hair-black-attend-school/#.WflZ1Vu0PIX>

²⁷ 朝日新聞, “Survey: 57% of Tokyo high schools ded hair-color proof”, 1 May 2017,

http://www.asahi.com/ajw/articles/AJ201705010035.html?utm_content=buffer8ede3&utm_medium=social&utm_source=twitter.com&utm_campaign=buffer

²⁸ Japan Today, “Osaka city to ban human pyramids at school sports days”, 10 February 2016,

<https://japantoday.com/category/national/osaka-city-to-ban-human-pyramids-at-school-sports-days>

る事故の数は1年で8000件を超える²⁹。

その安全性の議論を引き起こした大きな事故は、2015年9月に大阪の八尾市で起きた。そこでは、150人の生徒からなる10段の人間ピラミッドが、学校の運動会の演目の途中で崩壊した³⁰。その事故では何人もの生徒が怪我をし、1人は腕を骨折した³¹。この事故は国家的な議論を呼び起こし、組体操に関する新しいガイドラインの引き金となった³²。

2016年2月、当時文部科学大臣であった馳浩は、組体操に関する新しいガイドラインについて告知し、2016年3月25日に最終的に公表された。

大阪市教育委員会も、その事故に対して新しいガイドラインを作成する対応を採った。そのガイドラインでは、人間ピラミッドのサイズを、5人の生徒とその一番に立つ人間タワーで構成する3段のものに限定した³³。大阪市はさらに組体操を完全に禁止しようとしたが³⁴、適切な運用により組体操の事故は減少すると考え、完全な禁止は延期した³⁵。しかしながら、これらの制限は国のガイドラインには追加されていない³⁶。そして、生徒達に危険なこの演目を完全に廃止しようとする動きは存在しない。

(5) 提案

この一連の実態及び習慣は明らかにCRC6条、12条及び19条に基づく子供の権利を侵害するものである。

私たちは、子どもの権利委員会(CRC)に対し、日本政府に以下の提案をすることを求める。

²⁹ スポーツ庁政策課学校対策室、2016年3月25日、「組体操等による事故の防止について」
³⁰ Mail Online, “Students crushed as 10-storey human pyramid involving 150 pupils collapses in a disastrous performance,” 2 Oct 2015, <http://www.dailymail.co.uk/news/article-3257189/Students-crushed-Japanese-human-pyramid-collapse.html>
³¹ UPI, “Japan enforces new guidelines for human pyramids in schools,” 10 Feb 2016, https://www.upi.com/Odd_News/2016/02/10/Japan-enforces-new-guidelines-for-human-pyramids-in-schools/3941455128308/
³² BBC News, “Japan Finally Has Some Rules For Human Pyramids In Schools ” 9 Feb 2017, <http://www.bbc.com/news/blogs-news-from-elsewhere-35532561>
³³ The Japan Times, “Let’s discuss the dangers of human pyramids at schools,” 22 Feb 2016, <https://www.japantimes.co.jp/life/2016/02/22/language/lets-discuss-dangers-human-pyramids-schools/#.WfloXlu0PIV>
³⁴ 前掲注 31
³⁵ 産経新聞、組体操、全面禁止は見送り、新たに「灯台」小学校で禁止 大阪市教委 26 Apr 2016, <http://www.sankei.com/west/news/160426/wst1604260089-n1.html>
³⁶ 前掲注 33

- 1 いじめ防止法の下でのいじめ対策の方法が実際にいじめを防止するために効果的なものであることを確保すること
- 2 学校のカリキュラムや課外スポーツ活動における体罰をなくすために効果的な指針を確立し実行すること
- 3 **CRC** に基づく子供達の権利を制限する全ての校則を見直すこと及び校則が **CRC** に従ったものであることを確保すること
- 4 生命、健康への権利にとって有害な全ての体育の演目を見直すこと及び全ての形式による身体的又は精神的暴力、傷害、嫌がらせ、虐待から子供達を保護するための教育上の方法を提供すること